

吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子案に対する意見募集について

<p>あん けん めい 案 件 名</p>	<p>すいたしりつしょうがいしゃしえんこうりゅうせんだーじょうれいおよ せこうきそく いちぶかいせい こっしあん 吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子案</p>	
<p>せいさくとう あん だいいい 政策等の案の題名</p>	<p>すいた しりつしょうがいしゃしえん ころりゅう センター じょうれい かいせい 1 吹田市立障害者支援交流センター条例（改正） すいた しりつしょうがいしゃしえん ころりゅう センター じょうれいしこう きそく かいせい 2 吹田市立障害者支援交流センター条例施行規則（改正）</p>	
<p>せいさくとう あん 政策等の案の 趣旨と概要</p>	<p>へいせい ねん (2021年) 5月 に障がい者 の自立や社会参加の支援を目的とする施設と して開設しました吹田市立障害者支援交流センター（以下「あいほうぶ吹田」とい います。）におきましては、現在、障害者総合支援法に基づく生活介護と短期入所の障 害福祉サービスを民間事業者への業務委託により実施し、施設の管理を市が直接行っ ています。 現在、本市におきましては、医療的ケアを要する重度障がい者へのサービスの確 保策及び支援体制の構築が課題となっています。そのため、意欲のある事業者が力を より発揮しやすい環境とすることで、あいほうぶ吹田において医療的ケアを要する重 度障がい者の安定した受け入れが進むよう、また、施設をより効率的に維持管理すると ともに、一層有効に活用できるよう、あいほうぶ吹田の管理運営方法を見直し、指定 管理者制度を導入しようとするものです。</p>	
<p>いけん ほしゅうあん 意見募集案</p>	<p>いけん ほしゅうあん 意見募集案</p>	<p>すいたしりつしょうがいしゃしえんこうりゅうせんだーじょうれい 1 吹田市立障害者支援交流センター条例 しょうがいふくしきサービスの実施、利用の許可、利用料金の設定や徴収等のあい ほうぶ吹田の管理に係る業務を、法人であって市長が指定する者に行わ せることとします。 すいたしりつしょうがいしゃしえんこうりゅうせんだーじょうれいしこうきそく 2 吹田市立障害者支援交流センター条例施行規則 していかりしやせいで どうにゅう ともな してい てつぎ していまかん していかりしや じゅ 指定管理者制度の導入に伴い、指定の手続、指定期間、指定管理者の遵 守事項等について定めることとします。</p>
<p>いけん ほしゅうあん 意見募集案と 関連資料</p>	<p>かんれんしりょう 関連資料</p>	<p>すいたしりつしょうがいしゃしえんこうりゅうせんだーじょうれいおよ せこうきそく いちぶかいせい こっしあん 1 吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子 案 すいたしりつしょうがいしゃしえんこうりゅう センター じょうれい 2 吹田市立障害者支援交流センター条例 すいたしりつしょうがいしゃしえんこうりゅう センター じょうれいしこうきそく 3 吹田市立障害者支援交流センター条例施行規則 すいた しりつしょうがいしゃしえん ころりゅう センター じょうれいおよ しこう きそく いちぶ かいせい こっし 4 吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子 案に関するQ &amp; A</p>
<p>いけん ほしゅうあん 意見募集案と 関連資料</p>	<p>いけん ほしゅうあん 意見募集案と 関連資料</p>	<p>じょうき あん つぎ ばしょ はいふ 上記の案は、次の場所でも配布しています。 すいたしやくしょ ていそうとう かい しょう ふくし しょう ばんまどぐち 1 吹田市役所 低層棟1階 障がい福祉室（115番窓口） すいたしやくしょ ていそうとう かい しみんじちすいしんしつ ばんまどぐち よこばぶりっくこめんと センようらくく 2 吹田市役所 低層棟2階 市民自治推進室（219番窓口）横パブリックコメント専用ラック そうごうふくしかいかん 3 総合福祉会館 しょうがいしゃしえんこうりゅう センター すいた 4 障害者支援交流センター（あいほうぶ吹田） しょう しゃそうだんしえんせんたー うちほんまち かたやま きしべ とよつ えさか みなみすいた 5 障がい者相談支援センター（内本町、片山・岸部、豊津・江坂・南吹田、 せんりやま さいでら い こ だに センりにゆーたうん 千里山・佐井寺、亥の子谷、千里ニュータウン）</p>
<p>いけんていしゅつしゃ 意見提出者</p>	<p>いけんていしゅつしゃ 意見提出者</p>	<p>しない す ひと しない つうきん ひと また しない つうがく ひと 1 市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人 しない じぎょうしょ お じぎょうかつどう おこな こじん また だんたい 2 市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体 じょうき ほんじょうれいほう さだ なん えいきょう う かのうせい 3 上記のほか、本条例等が定められることによって何らかの影響を受ける可能性があ る個人又は団体</p>

<p>いけんていしゅつつかん 意見提出期間</p>	<p>れいわ ねん ねん がつ にち か ようび 　　れいわ ねん ねん がつ にち もくようび 　　ひつちやく 令和3年(2021年)8月10日(火曜日)～ 令和3年(2021年)9月9日(木曜日) 必着</p>												
<p>いけんていしゅつほうほう 意見提出方法と ていしゅつさき 提出先</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="451 219 598 309">ゆうそう 郵送</td> <td data-bbox="598 219 1353 309">〒564-8550 (住所の記載不要) すいたし ふくしゅ しょう ふうしつ 吹田市 福祉部 障がい福祉室 あいほうぶ吹田担当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 309 598 398">ふあつくす ファックス</td> <td data-bbox="598 309 1353 398">06-6385-1031 すいたし ふくしゅ しょう ふうしつ 吹田市 福祉部 障がい福祉室 あいほうぶ吹田担当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 398 598 533">でんしめーる 電子メール</td> <td data-bbox="598 398 1353 533">syomu-shogai@city.suita.osaka.jp すいたし ふくしゅ しょう ふうしつ 吹田市 福祉部 障がい福祉室 あいほうぶ吹田担当 ※件名に「パブリックコメント」と記入してください。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 533 598 622">いけんていしゅつ 意見提出 ふおーむ フォーム</td> <td data-bbox="598 533 1353 622">ほむぺーじ いけん ていしゅつ ふおーむ ホームページの意見提出フォームからも提出できます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 622 598 808">ちよくせつていしゅつ 直接提出</td> <td data-bbox="598 622 1353 808">すいたしやくしょ ていそうどう かい ぼんまどぐち 吹田市役所 低層棟1階 (116番窓口) ふくしゅ しょう ふうしつ 福祉部 障がい福祉室 あいほうぶ吹田担当 うけつけ げつようび きんようび しゅくじつ のぞ ごぜん じ ご 受付は、月曜日から金曜日まで(祝日を除きます。)の午前9時から午 後5時30分までです。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="451 808 1353 931"> <p>いけんしょ ようしき じゆう ひつよう おう べっしけんていしゅつようし かつよう 意見書の様式は自由です。必要に応じて、別紙意見提出用紙をご活用ください。</p> <p>いけんていしゅつようし 1 意見提出用紙(ワード)</p> <p>いけんていしゅつようし 2 意見提出用紙(PDF)</p> </td> </tr> </table>	ゆうそう 郵送	〒564-8550 (住所の記載不要) すいたし ふくしゅ しょう ふうしつ 吹田市 福祉部 障がい福祉室 あいほうぶ吹田担当	ふあつくす ファックス	06-6385-1031 すいたし ふくしゅ しょう ふうしつ 吹田市 福祉部 障がい福祉室 あいほうぶ吹田担当	でんしめーる 電子メール	syomu-shogai@city.suita.osaka.jp すいたし ふくしゅ しょう ふうしつ 吹田市 福祉部 障がい福祉室 あいほうぶ吹田担当 ※件名に「パブリックコメント」と記入してください。	いけんていしゅつ 意見提出 ふおーむ フォーム	ほむぺーじ いけん ていしゅつ ふおーむ ホームページの意見提出フォームからも提出できます。	ちよくせつていしゅつ 直接提出	すいたしやくしょ ていそうどう かい ぼんまどぐち 吹田市役所 低層棟1階 (116番窓口) ふくしゅ しょう ふうしつ 福祉部 障がい福祉室 あいほうぶ吹田担当 うけつけ げつようび きんようび しゅくじつ のぞ ごぜん じ ご 受付は、月曜日から金曜日まで(祝日を除きます。)の午前9時から午 後5時30分までです。	<p>いけんしょ ようしき じゆう ひつよう おう べっしけんていしゅつようし かつよう 意見書の様式は自由です。必要に応じて、別紙意見提出用紙をご活用ください。</p> <p>いけんていしゅつようし 1 意見提出用紙(ワード)</p> <p>いけんていしゅつようし 2 意見提出用紙(PDF)</p>	
ゆうそう 郵送	〒564-8550 (住所の記載不要) すいたし ふくしゅ しょう ふうしつ 吹田市 福祉部 障がい福祉室 あいほうぶ吹田担当												
ふあつくす ファックス	06-6385-1031 すいたし ふくしゅ しょう ふうしつ 吹田市 福祉部 障がい福祉室 あいほうぶ吹田担当												
でんしめーる 電子メール	syomu-shogai@city.suita.osaka.jp すいたし ふくしゅ しょう ふうしつ 吹田市 福祉部 障がい福祉室 あいほうぶ吹田担当 ※件名に「パブリックコメント」と記入してください。												
いけんていしゅつ 意見提出 ふおーむ フォーム	ほむぺーじ いけん ていしゅつ ふおーむ ホームページの意見提出フォームからも提出できます。												
ちよくせつていしゅつ 直接提出	すいたしやくしょ ていそうどう かい ぼんまどぐち 吹田市役所 低層棟1階 (116番窓口) ふくしゅ しょう ふうしつ 福祉部 障がい福祉室 あいほうぶ吹田担当 うけつけ げつようび きんようび しゅくじつ のぞ ごぜん じ ご 受付は、月曜日から金曜日まで(祝日を除きます。)の午前9時から午 後5時30分までです。												
<p>いけんしょ ようしき じゆう ひつよう おう べっしけんていしゅつようし かつよう 意見書の様式は自由です。必要に応じて、別紙意見提出用紙をご活用ください。</p> <p>いけんていしゅつようし 1 意見提出用紙(ワード)</p> <p>いけんていしゅつようし 2 意見提出用紙(PDF)</p>													
<p>ちゅういじこう 注意事項</p>	<p>1 ご意見をお寄せいただくに当たり、<u>住所や氏名などの記載は必要ありません。</u></p> <p>2 意見書には、意見提出者の区分として、「住民」、「通勤者」、「通学者」、「<u>事業その他の活動を行う者</u>」、「<u>利害関係者(具体的な利害関係もお書きください)</u>」のいずれかを必ず明記してください。</p> <p>3 ご提出いただいた意見提出用紙は<u>返却いたしません</u>ので、あらかじめご了承ください。</p> <p>4 お電話やご来庁による<u>口頭でのご意見はお受けできません</u>ので、あらかじめご了承ください。</p> <p>5 障がいのある方で、上記による意見提出が困難な場合は、個別にお問い合わせください。</p> <p>6 お寄せいただいたご意見に対する市の考え方を、令和3年(2021年)10月頃に、ホームページ等で公表します。なお、<u>個別には回答いたしません</u>ので、あらかじめご了承ください。</p>												
<p>とあひわせさき 問い合わせ先</p>	<p>すいたし ふくしゅ しょう ふうしつ 　　すいた たんどう 吹田市 福祉部 障がい福祉室 あいほうぶ吹田担当</p> <p>でんわ ちよくつう 　　ふあつくす 電話：06-6384-1349(直通) 　　FAX：06-6385-1031</p>												